（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第四回	七億円	百五円二十四銭
〃	第六回	一億円	百六円七十九銭
〃	第八回	二億円	百九円五十二銭
〃	第九回	一億円	百十円三十四銭
〃	第十一回	五十億円	百十円五十銭
〃	〃	八億円	百十一円八十九銭
〃	〃	一億円	百十一円九十四銭
〃	第十二回	一億円	百十一円八十四銭
〃	〃	一億円	百十一円九十七銭
〃	第十三回	五億円	百十三円八十九銭
〃	〃	十四億円	百十三円九十銭
〃	第十五回	五億円	百十五円五十四銭
〃	第十六回	五億円	百十五円七十九銭
合計		百一億円	

〃	第四十回	六億円	百四円五十七銭	
〃	第四十一回	七十七億円	百四円三銭	
〃	〃	十六億円	百四円十銭	
〃	第四十二回	百二十七億円	百三円五十三銭	
〃	〃	三十一億円	百三円六十銭	
〃	第四十三回	十億円	百三円四十五銭	
〃	第四十五回	三十二億円	百三円七十九銭	
〃	第四十八回	一億円	百六円八十銭	
合計		千二百一億円		

○財務省告示第二百三十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年六月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

○文部科学省告示第九十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
アダムとイブの歪像画	平成二十六年七月二十五日	平成二十六年七月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで	名古屋市美術館 館長　横井　政和 愛知県名古屋市中区栄二丁目十七番二十五号	Bunkamuraザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 平成二十六年八月九日から同年十月五日まで 兵庫県立美術館 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目一番一号 平成二十六年十月十五日から同年十二月二十八日まで 名古屋市美術館 愛知県名古屋市中区栄二丁目十七番二十五号 平成二十七年一月十日から同年三月二十二日まで
海辺に出現した顔と果物鉢の幻影	同右	同右	同右	同右
頭蓋骨	同右	同右	同右	同右